

一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター

定 款

令和7年3月24日作成

一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター

一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、多様化、複雑化する山梨県の地域課題を官民連携により効果的に解決し、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山梨県の地域課題解決を図る事業者への各種支援
- (2) 官民連携の構築に関する取り組みを推進するための調査・研究
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第 5 条 この法人は、社員総会及び理事会及び監事を置く。

第 2 章 社員

(入社)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

- 2 この法人の社員として入社しようとするものは、理事会の定めるところにより入社の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第 7 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 8 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 9 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故、もしくは支障があるときは、専務理事がこれに代わる。

(議決権)

第 14 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 15 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面もしくは電磁的記録を理事長に提出して、代理人を社員総会に出席させることによってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

(決議及び報告の省略)

第 17 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき社員全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとする。

第 4 章 役員

(役員の設置)

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任の方法)

第 19 条 理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、業務を掌理し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、本定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 23 条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事解任に当たっては特別決議（総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上）による。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 24 条 常勤の理事及び監事には、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。その他の理事は、無報酬とする。

(責任の一部免除又は限定)

第 25 条 この法人は、役員の一般社団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 31 条 この法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 32 条 基金の募集、割当て、申込等の手続については、理事会が別途定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 33 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 34 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。尚、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の場合、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 43 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の主たる事務所)

第 44 条 この法人の設立時の主たる事務所は次のとおりとする。

山梨県甲府市中央四丁目 12 番 21 号

(設立時役員)

第 45 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事 大久保 雅直

設立時理事 大久保 雅直

設立時理事 渡邊 靖彦

設立時理事 齊藤 由美

設立時監事 深澤 智之

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 46 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員 住所 山梨県甲府市丸の内 1 丁目 6-1
商号 山梨県
知事 長崎 幸太郎

設立時社員 住所 山梨県甲府市丸の内一丁目 20 番 8 号
商号 株式会社山梨中央銀行
代表取締役 古屋 賀章

設立時社員 住所
氏名 大久保 雅直

設立時社員 住所
氏名 渡邊 靖彦

設立時社員 住所
氏名 齊藤 由美

(法令の準拠)

第 47 条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンターを設立するため、設立時社員山梨県外 4 名 の定款作成代理人である司法書士 竹野 幹男 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 7 年 3 月 24 日

設立時社員 住所 山梨県甲府市丸の内 1 丁目 6-1
商号 山梨県
知事 長崎 幸太郎

設立時社員 住所 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号
商号 株式会社山梨中央銀行
代表取締役 古屋賀章

設立時社員 住所
氏名 大久保 雅直

設立時社員 住所
氏名 渡邊 靖彦

設立時社員 住所
氏名 齊藤 由美

上記設立時社員の定款作成代理人
山梨県甲府市武田一丁目6番9号
司法書士 竹野幹男

一般社団法人やまなレソーシャルイノベーションセンター 役員名簿

役職名	氏名
代表理事	大久保 雅直
理事	渡邊 靖彦
理事	齊藤 由美
監事	深澤 智之

(令和7年4月1日)